

重度身体障害者に対する図書郵送貸出要綱

昭和57年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市立防府図書館（以下「図書館」という。）が、市内に居住し、かつ身体に重度の障害がある者に、郵便による図書の貸出し（以下「郵送貸出し」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しのできる者)

第2条 この要綱において、郵送貸出しのできる「身体に重度の障害がある者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の定めるところにより、身体障害者手帳の交付を受けている者、又は戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の定めるところにより、戦傷病者手帳の交付を受けている者で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第2項の定めるところにより、郵便による不在者投票が認められる程度の障害を持つ者をいう。

(貸出し許可申請)

第3条 この要綱により図書の貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、防府市図書館設置及び管理条例施行規則（平成27年防府市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第10条の規定により利用カードの交付を受けなければならない。

2 前項により利用カードの交付申請をする際に身体障害者手帳、又は戦傷病者手帳の写しを添付するものとする。

(利用カードの交付及び登録)

第4条 前条の規定により利用者から防府図書館利用登録申込書を受理したときは、規則第10条の定めるところにより利用カードを交付するものとする。

2 前項の規定により利用カードを交付したときは、郵送貸出者登録台帳に登録するものとする。

(貸出しのできない図書)

第5条 貸出しのできない図書は、規則第14条に定めるものとする。

(貸出冊数及び貸出し期間)

第6条 貸出しのできる図書の数は、一人1回につき、10冊以内とする。ただし、1回の送付重量は、3キログラム以下とする。

2 前項により借り受けた図書の貸出し期間は、発送の日から30日以内とする。

(図書の利用申込)

第7条 図書の利用申込みは、郵便、電話、ファックスあるいは電子メールにより行うことができる。

(貸出し及び返納の方法)

第8条 図書の貸出し及び返納の方法は、郵便・ゆうパック取扱マニュアル(平成19年10月1日)第16編第810条の定めるところにより、心身障害者用ゆうメールとして取扱うものとする。

2 図書館は、利用者に図書を郵送するときは別に定める図書郵送袋(別記1)に送付先記載カード(利用者行)(別記2)を添付して行うものとする。

3 利用者は、図書館から借り受けた図書の返送をするときは、図書館の指定する郵送袋に封入し、送付先記載カード(図書館行)(別記3)を添付して行うものとする。

第9条 この要綱に基づいて利用者に貸し出す図書の発送・返送に伴う費用は、図書館が負担する。

(図書館の管理責任)

第10条 この要綱に基づいて、貸出しを受けた図書の管理責任は、当該利用者が負うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、図書の利用に関しては、別に館長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

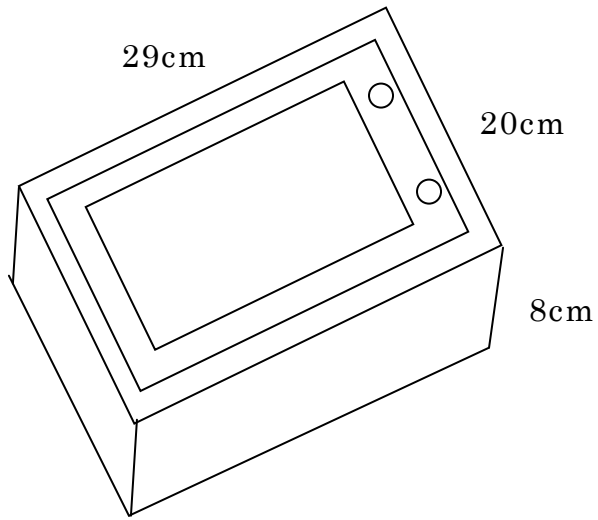
この要綱は、平成 2 1 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施する。

別記

1 図書郵送袋（布製）



2 送付先記載カード（利用者行）

表面

切手	届け先 〒747-0000 (住所) (氏名) 様
図書館用 ゆうメール	差出人 〒747-0035 防府市栄町一丁目5-1 ルルサス防府3階 防府市立防府図書館

3 送付先記載カード（図書館行）

裏面

切手	<p>届け先</p> <p>〒747-0035</p> <p>防府市栄町一丁目5番1号</p> <p>防府市立防府図書館</p> <p>ルサス防府3階</p>
図書館用 ゆうメール	
<p>差出人</p> <p>〒747-〇〇〇〇</p> <p>（住所）</p> <p>（氏名）</p>	